

## 投稿論文

## カザフスタンの少数民族教育政策に関する一考察

—— 教育スタンダードにおける言語教育の比重の分析を通して ——

タスタンベコワ クアニシ\*

## A Study of Minority Education Policy in Kazakhstan:

An Analysis of the Language Education Workload in School Curriculum

Kuanysh TASTANBEKOVA

本稿は多民族・多言語国家であるカザフスタンにおける少数民族の言語権保障の社会的公正性を少数民族が受ける言語教育の比重の分析を通して考察するものである。少数民族の母語で教育を受ける権利が保障される一方で、マジョリティ言語であるカザフ語とロシア語の学習も義務付けられている。学校教育において母語、カザフ語とロシア語、さらに外国語（英語）の学習の負担が大きく、それに割り当てられる時間数の確保は他の教科目の学習時間数から引かれることによってなされるため、これは少数民族の質の高い教育を受ける権利を侵害しており、さらに高等教育へのアクセスにも支障をきたしている。言語教育政策は言語集団の規模や民族的属性のみならず、その言語集団の中の弱者の権利を保障することが求められており、それは社会的公正性を確保することにつながる。

グローバル化の進行に伴いヒト・モノ・カネが自由に移動し、資源獲得のための競争が激しくなる中、複数の言語を操る能力は各個人にとっても、各国政府にとってもかつてみられないほどの魅力を持ち、個人の人生プラン、国家の教育政策において重要な位置を占めるようになっていく。多民族・多言語社会における民族（言語）的マジョリティとマイノリティの言語能力をみれば、多くの国では民族的マジョリティはマイノリティに比べて操れる言語の数が少ない。それは、民族的マイノリティが自民族の言語<sup>①</sup>の他に学校教育を通してマジョリティの言語（それは多くの場合、その国の国家語や公用語であり、それもまた複数あるときもある）、それに英語のような外国語（その使用能力が最低限であっても）も習

\*筑波大学人間系

得することに比べれば、言語的マジョリティは平均的に自民族の言語の他に公用語（これは自民族語以外の言語の場合）と外国語のみの習得となり、習得する言語の数からいえば、一言語少ないということである。しかし、もちろん、言語の数のみで民族的マイノリティの方が有利な立場にあるという判断ができない。どちらが有利な立場にあるのかを理解するために、その国の言語政策におけるマジョリティ言語とマイノリティ言語の位置づけと、その位置づけに根拠付けられて学校教育で施される言語教育において各言語の学習に割り当てられる時間数と、その時間数の正当性をみることが重要である。

本稿は多民族・多言語国家であるカザフスタンの少数民族の言語権の保障の法的基盤と母語教育の実施形態を示した後、少数民族語学校<sup>②</sup>において言語教育（母語とそれ以外の言語）が占める割合を分析し、その分析結果から少数民族の言語権保障の社会的公正性を考察することを目的とする。本論に入る前に問題の所在と分析枠組みを示す。

## 1. 問題の所在

カザフスタンの最新の国勢調査<sup>③</sup>によれば、総人口1,600万6千人<sup>④</sup>の民族別割合は高い順に示すとカザフ人63.1%、ロシア人23.7%、ウズベク人2.9%、ウクライナ人2.1%、ウイグル人1.4%、タタール人1.3%、ドイツ人1.1%という7つの民族の順できており、1%を切る民族の数は118にのぼる。言語の数も民族の数と同じく125語がある。同調査は15歳以上の人口を対象に言語能力の項目が設けられており、ここで民族的マジョリティであるカザフ人と、それに次ぐロシア人、そして民族的マイノリティであるウズベク人、ウイグル人とタジク人の回答に着目する。これらの民族に限定しているのは、それぞれの民族語が学校教育において教授言語として使われているからであり、本稿の中心的な対象からである。

民族別に母語が問われ、その回答の選択肢には「自民族語が母語」と「他民族語が母語」という二つがあった。カザフ人の場合「自民族語が母語である」と答えたのは98.9%であり、ロシア人の98.8%、ウズベク人の95.4%、ウイグル人の85.5%、タジク人の92.4%が自民族語と母語を同一視している。次に、カザフ語、ロシア語と英語の能力を調べる項目ではそれぞれの言語の能力レベルについて「会話が理解できる」<sup>⑤</sup>と答えた割合が示されており、それを表1で示す。

次に、以上の民族別の言語別能力をカザフスタンの言語政策の基本的理念と政

表1 「会話が理解できる」回答の民族別割合（2009年国勢調査）

	カザフ語	ロシア語	英語
カザフ人	99.3%	92.0%	17.5%
ロシア人	25.3%	98.4%	12.6%
ウズベク人	95.5%	92.9%	10.7%
ウイグル人	93.7%	95.8%	15.7%
タジク人	89.4%	85.2%	6.8%

策の方針と関連付けて問題の所在を示す。

1991年のソ連解体後、独立国家として誕生したカザフスタン共和国ではカザフ語が国家語として定められ、ソ連時代に民族間交流、政治、経済と科学の分野において主要な言語として使われてきたロシア語は「国家機関において国家語と並んで公的に使われる」ことが規定された<sup>6)</sup>。そして、言語政策の第一課題となったのは、国家語となったカザフ語にそれまでロシア語が果たしてきたような役割・機能を付与し、国民に国家語を習得させることである。「国民統合の重要な要素である国家語の習得は国民各人の義務である」という文言<sup>7)</sup>の下、国家公務員試験に国家語能力試験が導入され、テレビ・ラジオ局に番組の半分を国家語で放送することが義務付けられた。また、カザフ語学校が増設される一方、ロシア語学校と民族語学校においてカザフ語教育の時間枠が拡大され、いわゆる「カザフ語中心主義」／「国家語重視政策」が展開された<sup>8)</sup>。

2000年代に入ってから国家語重視政策の路線が修正され始め、特にそれは教育の分野において著しく現れた。2004年に31の英才学校において初等教育段階第2学年から英語の学習が実験的に導入され、初等中等教育学校の第7学年から理数科を英語で、教科目「カザフ語・カザフ文学」と「カザフスタンの歴史」をカザフ語で、教科目「ロシア語・ロシア文学」をロシア語で教える実験が開始された<sup>9)</sup>。さらに、2007年にカザフ語、ロシア語、英語の能力の育成を目指す「言語の三位一体」政策<sup>10)</sup>が打ち出され、20校の新しい英才学校においてカザフ語、ロシア語、英語を教授言語として組み合わせて教育を行うことが目標として掲げられ、現在16校で実施されている<sup>11)</sup>。これに加えて、2010年に2020年までの目標と

して、国民による国家語の習得率は、高校卒業生の中で100%、成人の中で85%、ロシア語の習得率は成人の中で90%、英語の習得率は全人口の20%に達することが掲げられている<sup>(12)</sup>。

このように1990年代には国民に国家語を習得させることが最も重要な課題とされていたのに対し、2000年代にロシア語と英語能力の重要性が強調され、言語教育政策の課題はロシア語と英語教育の充実まで拡大された。ここで強調しておきたいのは、国家語の習得の義務が軽減されることがなく、国家語の習得と同時にロシア語と英語の習得も同等な課題として加えられたことである。そこで本稿で後に詳しい数字で示すように、国家教育義務スタンダード<sup>(13)</sup>における言語教育、その中で特に教科目「カザフ語・カザフ文学」、「ロシア語・ロシア文学」と「外国語」（これは主として英語）のそれぞれに割り当てられる時間数はスタンダードの更新ごと（2002年、2010年、2012年）に増加していった。

整理すると、三言語能力の習得を目指す「言語の三位一体」政策が2007年に打ち出されて、2009年に国勢調査が行われて人口の民族別のカザフ語、ロシア語、英語能力が示された。そして、2010年に2020年まで達成されるべき各言語の習得率の目標が明記された。これらを関連付けるために、ここで注目したいのは、国勢調査が示したカザフ語能力を有するロシア人の割合の低さ（25.3%）である。すなわち、2010年に掲げられた目標「高校卒業生の国家語の習得率を100%」の背景にはロシア人のカザフ語習得率を上げることが暗示されていると読み取れる。実際に、2010年の国家教育義務スタンダードではロシア語学校における教科目「カザフ語・カザフ文学」の週当たり時間数は初等教育段階で6時間も増えた。もちろん、ロシア語学校にはカザフ人をはじめロシア人以外の民族の子どもも就学しているが、ロシア人の99%がロシア語学校に在籍している<sup>(14)</sup>ため、ロシア人が対象であることが分かる。しかし、ロシア人に比べてカザフ語を使用できる割合がはるかに高いウズベク人、ウイグル人、タジク人の民族学校も同スタンダードに従って、カザフ語教育の時間数が増大されている。さらに、これらの学校には2013年<sup>(15)</sup>からロシア語学校やカザフ語学校と同様に第1学年から週1時間の「外国語（英語）」が導入されており、カザフ語学校やロシア語学校に比べれば、全体の言語教育の比重が大きい。ここで問題になるのは、少数民族の言語教育の比重の正当性、言い換えれば、少数民族の権利の根底をなす母語で教育を受ける権利保障の社会的公正性である。母語以外の言語の学習が義務付けられる上に、その

言語の学習のために他の教科の学習時間が制限され<sup>66)</sup>、質の高い教育を受ける権利が侵害される。この他に、少数民族語学校においてカザフ語とロシア語の教員・教材が著しく不足しているという言語教育の質の問題がある。高等教育へのアクセスがカザフ語とロシア語のみで開かれているため、このことで少数民族語学校の児童生徒が二重の不利を被り、教育環境がより整備されている学校（ロシア語学校、カザフ語学校）への転校（進学）を迫られる。この状況を「母語教育保障のパラドックス」と指摘し検討している先行研究がある<sup>67)</sup>。本稿では、国家教育義務スタンダードに見る少数民族学校の言語教育の比重をカザフ語学校とロシア語学校のそれと比較分析し、そこから少数民族の言語権保障の社会的公正性を考察する。

## II. 分析枠組み—少数民族の言語権の保障の公正性

### (1) 言語権とは

法学者の山田・渋谷（2011）は「人の言語的行為も人間の生物学的存在，社会的存在，『より善き生』を求めることにあり，それは基本的人権を直接的に支えるという意味で，人権の中核的価値を構成する」とみており，「言語権にかかわる人間の権利は人間の尊厳の基底をなし，明文で保障された自由権の基層をなす根源的・基底的権利であり，自由権の政治原理である民主主義を根底から支えることになる」と主張する<sup>68)</sup>。白井・木村（1999）は「言語権とは，人間の平等という概念の言語的側面に適用し，（中略）言語差別を差別として可視化し，是正しようとする試みである」と定義している<sup>69)</sup>。鈴木（2000）は「言語権とは，自己もしくは自己の属する言語集団が，使用したいと望む言語を使用して，社会生活を営むことを誰からも妨げられない権利である」としている<sup>70)</sup>。これらの研究者らは言語権をまず広義に捉えて，そこから「個人の権利」と「集団の権利」（渋谷（2007）によれば「狭義の言語権」と「広義の言語権」<sup>71)</sup>）という二つの枠組みで論じているが，「言語権 Linguistic Human Rights」という概念自体を1990年代前半に少数民族語の保護の観点から法学，社会言語学と教育学の三つの分野に渡る概念として導入し，主張し続ける少数民族言語権利の論者 Skutnabb-Kangas（1994）の初期の定義は次の通りである。言語権は「すべての人間は，自分を自分の母語—それがマジョリティ言語であれマイノリティ言語であれ—と結びつけて肯定的に認識し，そのアイデンティティを他人から受け入れられ尊敬されること

を暗示」し、「最低でも初等教育を母語で受けることを含む、口頭および書面で母語を学習し、様々な公的場面で使用する権利を意味する」と定義している<sup>(22)</sup>。Skutnabb-Kangas(2002)にとって言語権の保障の必然性は、まず先に、少数民族の言語保護に直接かかわっており、言語的多様性の持続可能性を意味する。さらに、彼女は教育言語権 (Linguistic Human Rights) の法制化 (instituting) の重要性を主張し、少数民族には母語で教育を受ける権利と同時にその地域の公用語とマジョリティ言語 (それは公用語と異なる場合) を学習する権利が保障されるべきという<sup>(23)</sup>。Skutnabb-Kangas(1999)の理解では良い教育プログラムは、言語とアイデンティティの観点から次の目標を達成するという。それは、①高いレベルの多言語能力、②学校で学業成績を上げるための公平な機会、③強いポジティブな多言語・多文化的アイデンティティと自分と他者に向けてのポジティブな姿勢である。そして、少数民族のための教育も上記の目標達成の教育でなければならない。この目標達成のために選定される教授言語によりその実現の可能性が影響されるという立場である<sup>(24)</sup>。

## (2) 少数民族の言語権保障の社会的公正性

研究者らの中では言語権を人権の根底に据え、さらに、言語権の基本を母語で教育を受ける権利に求めることには大きな反論がみられないが、それを民族または言語集団の規模で限定することには異論がある。Brutt-Griffler(2002)は、言語政策は言語集団、つまりマイノリティとその民族的属性のみならず、その政策が言語集団内の社会・経済的弱者 (disempowered socioeconomic groups) に与える影響にも焦点を当てなければならないという立場から言語政策の目標は、すべての言語集団のための社会的公正性 (social equity) を確保することであると主張する<sup>(25)</sup>。この主張をさらに展開している Hossain&Pratt(2008)<sup>(26)</sup>は、言語政策の社会的公正性は二つのアプローチを求めるという。一つは、システムと諸手続きの公平性 (中立性、偏見の有無 absence of prejudice, 倫理性 presence of ethics) に依存する手続き的正義の原則 (principle of procedural justice) である。もう一つは、受益と負担の配分、あるいは社会的集団の社会的地位に相当する損益率の計算 (calculation of a gain-to-lost ration) の公平性と公正性を支える配分的正義の原則 (principle of distributive justice) である。そして、後者は、集団の周縁化と疎外化、言語による文化間衝突を促す構造的不平等に積極的に対

応することを求める。その方法としては、公教育において使用される言語の選定によって特定の集団が他の集団に比べて求められる犠牲を見極めることである<sup>(27)</sup>。筆者は Brutt-Griffler と Hossain&Pratt のこの論理の関連を次のように読み解く。つまり、言語政策は特定の言語集団の少さと民族的属性に限定して言語権を保障するのではなく、その言語集団の中の社会的弱者をエンパワーすることでその言語集団全体のための社会的公正性が達成される。この社会的公正を達成するための方法は、平等で、公平で、中立的で、倫理的な法規定に基づいて、どの言語集団にもあらゆる犠牲を求めない政策が策定されることである。以下、この視点からカザフスタンの少数民族の言語権の保障の法的基盤を示し、少数民族語学校における言語教育の比重を分析する。

### Ⅲ. 少数民族の言語権保障の法的基盤と母語教育の実施形態

#### (1) 少数民族の言語権保障の法的基盤

カザフスタンでは少数民族の自民族語で教育を受ける権利は次のように規定されている。1995年憲法は、第7条3項において「国家はカザフスタン国民の諸言語の学習と発展の条件整備に配慮する」こと、また第19条2項において「各人は母語と母文化を使用し、コミュニケーション、訓育、教育と創造の言語を自由に選択する権利を有する」ことを保障している。1997年言語法第16条は、少数民族の集住地域では民族語での就学前教育機関の設置を保障しているが、国家語とロシア語以外の言語による初等中等教育、中等職業教育、高等教育、高等後教育(大学院での教育)の提供は「必要性と可能性がある場合」に限定して保障するとしている。2007年教育法は、第9条3項において「母語で教育を受ける権利は、その可能性がある場合、適切な教育機関、クラスとグループ設置及びその条件を整備することによって保障される」<sup>(28)</sup>と規定している。

独立以降の少数民族の言語権の保障をソ連時代のそれと比較してみよう。1973年教育法第3条は、教育を受ける権利をすべての教育段階の無償化等の他に、母語による学校教育の提供によって保障していた。同法第4条は教育の基本原則の一つとして「母語やソ連邦のその他の民族の言語から教授言語の自由選択」を定めた<sup>(29)</sup>。ソ連末期に連邦構成共和国のそれぞれが自国の言語法を採択するなかで、当時のカザフスタンの言語法は1989年9月22日に採択された。この言語法は、カザフ語を国家語として規定し(1条)、ロシア語を民族間交流語として規定してお

り（2条）、カザフ語とロシア語をすべての教育機関において必修化していた（19条）。だが、カザフ語とロシア語の必修化の規定の前に、母語による教育の保障について具体的な規定をしており、次のようになっていた。第18条「カザフ・ソビエト社会主義共和国は、国民各人の訓育と教育の言語を自由に選択する権利を保障する。この権利は、カザフ語、ロシア語、または当該地域に居住する民族の利害を考慮してその他の言語で教育する就学前教育機関網と学校網を設置することによって保障される。また、民族的伝統と文化の分野における持続的な経験を涵養する方法としての母語での訓育と教育の継承性と連続性を目指す政策によって保障される」<sup>30)</sup>。

以上から分かるように、ソ連時代に明確であった母語教育の保障の規定と違って、独立以降の規定は「集住地域に…」、「必要性と可能性がある場合…」という条件付きの規定となっており、ソ連時代の規定には「母語」がより強調されていることが分かる。また、ソ連時代の規定では「少数民族」という概念がみられず、法規定の中立性がより保たれていたといえよう。

## （2）少数民族の母語教育の実施形態

少数民族の言語が学校教育において使用される場合、それは必ずその国の国家語、公用語とその他の言語（他の少数民族語と外国語）とが並置されて使われる。複数の言語を教授言語として使い、教科として教えるのはバイリンガル教育（マルチリンガル教育）である。Baker(2006)<sup>31)</sup>はバイリンガル教育（マルチリンガル教育）の形態を下記の三つに区分している。その形態を確認しておこう。

①無形態（non-forms）は、メインストリーム（社会のドミナントな）言語が教授言語であり、外国語、少数民族語が教科として教えられるプログラム、ドミナントの言語が最初から教えられ、少数民族語が全く取り入れられないサブマージョン（別称“sink-or-swim”）プログラム、少数民族の児童生徒が別個のクラスに集められ母語を使って教育されるが、その教材と教授法、教員の質が共に低く、メインストリームから隔離されるセグレゲーション・プログラムである。②弱い形態（weak forms）は少数民族語が教授言語であるが、初等段階の途中からメインストリーム言語に切り替えられるプログラムである。③強い形態（strong forms）は少数民族語が初等中等全段階を通して教授言語であり、メインストリーム言語とその他の言語（外国語、社会の二つ目のドミナントな言語等）が途中



から教科として教えられ、また高学年において二つ目、三つ目の教授言語として使われるプログラムである。

カザフスタンの場合、初等中等教育段階の学校では、本稿の冒頭でも述べたように、カザフ語とロシア語の他に3つの少数民族語（ウズベク語、ウイグル語とタジク語）が教授言語として使われている。その他に6つの民族語が当該民族の児童生徒に対して必修科目として、7つの言語は選択科目として教えられている。それらの教育形態を表2で示す。

法律で定められている条件（少数民族の集住）を満たしている民族に対して上記の Baker(2006)の分類によれば、「強い形態」のバイリンガル教育が提供される。ウズベク語、ウイグル語、タジク語が教授言語になっているのは、学校を設置するために必要な定員を満たす学齢児童生徒がいることが一つの理由であるが、もう一つの理由はウズベク人、ウイグル人とタジク人はカザフ人と同様に先住民であることによる。ウズベク人はカザフスタン南部にウズベキスタン共和国との国境沿いに暮らしている。ソビエト政権によってカザフ共和国とウズベク共和国が成立し、国境線によってこの地域が二つの国の間で割かれた。したがって、現在ウズベキスタン北部に居住するカザフ人がその先住民であると同様に、カザフスタン南部に居住するウズベク人もここの先住民である。カザフスタンはタジキスタン共和国と国境を接していないが、タジク人の多くはウズベキスタンの先住民であり、ウズベク人と同様にカザフスタンの先住民ともなる。ウイグル人は

表2. カザフスタンの初等中等教育段階における少数民族の母語教育の実施形態

母語教育の形態	教育形態別言語(学校数)
教授言語としての母語	ウズベク語(135校)、ウイグル語(62校)、タジク語(12校)
必修科目としての母語	ウズベク語(53校)、ウイグル語(23校)、トルコ語(5校)、アゼルバイジャン語(2校)、クルド語(2校)、チェチェン語(1校)
選択科目としての母語	ポーランド語(13校)、トルコ語(10校)、ドンガン語(3校)、クルド語(3校)、ウイグル語(2校)、ドイツ語(1校)、韓国語(1校)

出典：Агентство по статистике РК «Статистические отчеты о распределении школ и учащихся по языкам обучения на нач. 2013-2014 уч.г.» (カザフスタン共和国統計局「2013-2014学年度の教授言語別学校数及び児童生徒数分布」)

カザフスタンの東南部に集住しており、自分の国家をもたないが、隣国の中華人民共和国の西部の地方、新疆ウイグル自治州の先住民であるウイグル人と同民族であり、同じくソビエト政権樹立後、ソ連と中国の間の国境線が引かれてから、二つに分かれてしまった民族である<sup>(32)</sup>。ウズベク人、ウイグル人、タジク人がカザフスタンの先住民であることもあって、これらの言語による学校はソ連時代（1930年代）に設置され、長い歴史と伝統を有する学校である。

その他の少数民族のほとんどがソ連時代にカザフスタンに移住した、または移住させられた民族であり、集住していても規模が小さいため、主としてこれらの民族の子どもたちはカザフ語学校かロシア語学校に就学し、そこで自民族語を科目「〇〇語」という形態でしか学べない。ペーカーの分類では、これは「無形態」のバイリンガル教育である。

#### IV. 教授言語別言語教育の比重の相違

ウズベク語学校、ウイグル語学校とタジク語学校の存在は、母語教育保障の理念が実現されている証左である。しかし、これらの学校では母語教育が実施されているものの、カザフ語とロシア語教育の比重が大きく設定され、それによって他の教科目の学習時間が制限されているのが現状である。以下、初等中等教育段階の国家教育義務スタンダードによって定められているカザフ語学校、ロシア語学校と少数民族語学校のそれぞれの義務教育段階（第1－第9学年）<sup>(33)</sup>で教えられる教科目「カザフ語・カザフ文学」、「ロシア語・ロシア語文学」と「外国語」の週当たり時間数の2002年、2010年と2012年の変更を比較する。表3～5を参照されたい。

ここで補足として国家教育義務スタンダードの説明をしておこう。国家教育義務スタンダードは初等中等普通教育の基本的内容、最大の学習負担（時間数）及び児童生徒の学習到達レベルを規定するものである。スタンダードが定める学習時間数は全国共通の必修コンポーネント（三分の二）と各学校の自由裁量にゆだねられる学校コンポーネントと個人コンポーネントから構成される（三分の一）。各学校が深く教えていきたい教科目の時間数を学校コンポーネントの時間数内で決め、個人コンポーネント内では児童生徒の自由選択による教科目を教えることになる。1991年の独立から2002年までは国家教育義務スタンダードが存在せず、教育科学省は毎年いわゆる標準的カリキュラム<sup>(34)</sup>を策定していた。2002年に初め

表3. 2002年の国家教育義務スタンダードにみる教授言語別言語教育の比重

教授言語	教科目名	初等中等普通教育学校									
		初等教育段階				前期中等教育段階					
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
カザフ語	カザフ語・カザフ文学	7	8	8	8	6	5	5	4	4	
	ロシア語 ロシア文学	0	0	2	2	3	3	3	3	3	
	外国語	0	0	0	0	2	2	2	2	2	
	週時数	7	8	10	10	11	10	10	9	9	
	ロシア語 ロシア文学	7	8	8	8	6	5	5	4	4	
ロシア語	カザフ語 カザフ文学	2	2	2	2	4	4	4	4	4	
	外国語	0	0	0	0	2	2	2	2	2	
	週時数	9	10	10	10	12	11	11	10	10	
	少数民族語	母語 母文学	7	8	8	8	6	5	5	4	4
		カザフ語、 カザフ文学	2	2	2	2	2	2	2	2	2
ロシア語、 ロシア文学		0	0	2	2	2	2	2	2	2	
外国語		0	0	0	0	2	2	2	2	2	
週時数		9	10	12	12	12	11	11	10	10	

表4. 2010年の国家教育義務スタンダードにみる教授言語別言語教育の比重

教授言語	教科目名	初等中等普通教育学校								
		初等教育段階				前期中等教育段階				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
カザフ語	カザフ語・カザフ文学	7	8	8	8	6	5	5	4	4
	ロシア語 ロシア文学	0	0	2	2	3	3	3	3	3
	外国語	0	0	0	0	2	2	2	2	2
	週時数	7	8	10	10	11	10	10	9	9
	ロシア語	ロシア語・ロシア文学	7	8	8	8	6	5	5	4
カザフ語 カザフ文学		3	3	4	4	6	6	6	6	6
外国語		0	0	0	0	2	2	2	2	2
週時数		10	11	12	12	14	13	13	12	12
少数民族語		母語 母文学	7	8	8	8	6	5	5	4
	カザフ語、 カザフ文学	3	3	4	4	4	4	4	4	4
	ロシア語、 ロシア文学	0	0	2	2	2	2	2	2	2
	外国語	0	0	0	0	2	2	2	2	2
	週時数	10	11	14	14	14	13	13	12	12

表5. 2012年の国家教育義務スタンダードにみる教授言語別言語教育の比重

教授言語	教科目名	初等中等普通教育学校								
		初等教育段階				前期中等教育段階				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
カザフ語	カザフ語・カザフ文学	7	8	8	8	6	5	5	5	4
	ロシア語 ロシア文学	0	0	2	2	3	3	3	3	3
	外国語	1	1	1	1	2	2	2	2	2
	週時数	8	9	11	11	11	10	10	9	9
ロシア語	ロシア語・ロシア文学	7	8	8	8	5	5	5	5	4
	カザフ語 カザフ文学	2	2	4	4	5	5	5	5	5
	外国語	1	1	1	1	2	2	2	2	2
	週時数	10	11	13	13	12	12	12	12	11
少数民族語	母語 母文学	7	8	8	8	5	4	5	5	4
	カザフ語、 カザフ文学	2	2	3	3	4	3	4	4	3
	ロシア語、 ロシア文学	0	0	2	2	3	3	3	3	3
	外国語	1	1	1	1	2	2	2	2	2
	週時数	10	11	14	14	14	12	14	14	12

て国家教育義務スタンダードが策定されて、2010年と2012年に更新された<sup>(65)</sup>。2010年のスタンダードは「2011－2020年の教育発展の国家プログラム」及び「2011－2020年の諸言語の機能と発展に関する国家プログラム」で掲げられた課題「カザフ語教育の充実」を核として策定されたが、本稿の冒頭で取り上げた2009年国勢調査で問われた民族別言語能力の結果にも影響されたと考えられる。2012年のスタンダードは上記の二つのプログラムによって掲げられている目標－三言語能力の育成－に向けて言語教育の比重をさらに拡大することが一つの目的だったと想定できる。

表3～5から分かるように、カザフ語学校、ロシア語学校と少数民族学校では言語教育の比重には相違がみられる。以下、主として初等教育段階（第1－第4学年）に焦点を当てて分析する。

まず、注目すべきことは、三つのスタンダードにわたって初等教育段階におけるいわゆる「母語・母文学」の学習時間数は変わらない。（なお、スタンダードでは少数民族語学校のみにおいて教授言語が「母語・母文学」という教科目としても設定されており、カザフ語学校とロシア語学校にはそれが無いことは、これら

の学校に他の民族の子どもも就学するからであり、彼らにとってカザフ語やロシア語は少なくとも民族的属性からいって「母語」ではないからである。) 初等教育段階での母語教育の安定した比重はこの次期が母語能力の確立に重要であるというところで説明される。

スタンダード別に言語教育の比重の違いをみてみよう。2002年には、第1学年では、カザフ語学校の場合それは7時間であるのに対して、ロシア語学校と少数民族学校では9時間ずつである。さらに、第3学年と第4学年を比較すると、カザフ語学校とロシア語学校の場合、それは10時間ずつあるが、少数民族学校の場合「ロシア語・ロシア文学」の学習が加わることで第3学年では12時間、第4学年では14時間である。ここで第2学年において2時間、第4学年において4時間も多くとられているが、それは個人コンポーネント内で選択科目に割り当てられている時間数から引かれている。すなわち、ここ少数民族語学校の児童生徒の選択科目の時間が減らされ、学習内容を自由に選択する権利が侵害されているということである。

次に、2010年のスタンダードではカザフ語学校の初等教育段階のすべての学年の言語教育の時間が2002年のそれと変わらないのに対して、ロシア語学校と少数民族語学校では「カザフ語・カザフ文学」の学習時間が第1と第2学年では1時間ずつ増えており、第3と第4学年では2時間も増えている。少数民族学校の場合は、第3～4学年では「ロシア語・ロシア文学」の学習が加わり、週当たり時間数はロシア語学校のそれより2時間、カザフ語学校より4時間も多。同じように、この時間は選択科目から引かれ、初等教育段階での選択科目に割り当てられる時間数は0となる。注目すべきことは、ロシア語学校もカザフ語教育の時間数が増えており、その分の時間数が同じく選択科目の時間枠から引かれているが、少数民族語学校に比べて第3と第4学年のそれぞれには選択科目の時間数が残っている。カザフ語学校の場合は、全学年の選択科目の時間数が確保されている。

2012年のスタンダードをみると、すべての学校では第1学年から週1時間の外国語(英語)が新しく導入されたことで、すべての学校において言語教育の比重が増えた。ここで注目されることは、少数民族学校において「カザフ語・カザフ文学」の時間が2010年スタンダードに比べて、第5学年と第9学年を除いて、週1時間減り、「ロシア語・ロシア文学」の時間が、第5学年から第9学年では1時間増えていることである。同じところで「母語・母文学」の時間数の増減により、

第6学年の週当たりの時間数は1時間減り、第7学年は1時間、第8学年は2時間増えている。全体の週当たりの時間数には増加があつて、これもまた自由選択科目の時間からひかれていたことを考えると、言うまでもなく、これは学校側とすべての教員は教育課程の修正、授業計画の修正を余儀なくされ、その「成果」の受け入れ側として最も犠牲になるのは少数民族の児童生徒である。

また、ロシア語学校と少数民族学校の前期中等教育段階（第5－第9学年）での「カザフ語・カザフ文学」の時間数をみると、ロシア語学校の方が全学年において5時間ずつであるのに対して、少数民族学校では3～4時間ずつであり、ロシア語学校より少ない。この違いは二通りに説明されている。一つは、少数民族語学校の児童生徒の負担を軽減するためということであり、もう一つは、それぞれの少数民族語学校は歴史的にカザフ人住民の割合とカザフ語の普及度と使用率がともに高いカザフスタンの南部に集中しているため、これらの学校の児童生徒は学校内外においてカザフ語を吸収する環境があるから学校での学習時間が少なくなる<sup>(36)</sup>。皮肉なことに、カザフ語教育の時間数の少なさはロシア語教育の増加に回されていることだけであつて、言語教育全体の比重を軽減していない一方、カザフ語環境で居住することはこれらの児童生徒の高等教育へのアクセスを容易にしてくれない。カザフ語とロシア語でしか実施されない国家統一テスト（日本のセンター試験に相当）を受けて大学に進学するチャンスを獲得するために、少数民族学校の生徒は自己負担で最終学年にカザフ語とロシア語の補充教育を受けざるを得ないことになる。また、実際にいくつかの少数民族学校では国際機関の援助を受けてカザフ語とロシア語で複数の科目を教えるようにして、児童生徒のカザフ語能力とロシア語能力を大学入学試験に合格できるレベルまで引き上げることに努めているが、カザフスタン政府からはこの試みは無視されている<sup>(37)</sup>。

## V. 考察

以上の分析から分かるように、少数民族学校の児童生徒は母語で教育を受ける権利を行使できる環境が整備されているが、その「賠償」として支払わされているのは、自由に選択できる科目を学習する権利の制限であり、時間数だけが増大され、質が伴わないカザフ語とロシア語の学習に費やされる時間と力量である。すなわち、現行の少数民族の言語権保障の内実が問われ、社会的公正が疑問視されることが求められているといえよう。

本稿では、カザフ語学校とロシア語学校と並べて少数民族学校の言語教育の比重をみてきたが、もともとカザフスタンの教育行政にとって少数民族語学校の存在感は薄いと言えざるを得ない。なぜならば、これらの学校はソ連時代の遺産として受け継がれたものであり、実質上、独立以降の政策としてこれらの学校に対して何もしていない。廃止もしなければ、増やしてもいない。数が少なく（全学校数の1%）、かつ農村地域に集中しているこれらの学校は公立学校でありながら著しい教員・教材、物的設備の不足に対応せざるを得ない状況に置かれている。国家は、ウズベク人、ウイグル人とタジク人に母語で教育を受ける場を提供しているが、同じ場で彼らの質の高い教育を受ける権利を矮小化している一方で、社会のドミナントな言語であるカザフ語とロシア語の充実した教育を提供していない。その結果、母語は上達しても、ドミナントな言語の習得が十分でないため、大学入試を始め、就職等で不利益を被り、社会から周辺化される。このようなことについて上であげた Brutt-Griffler(2002)は、人権の中核として謳われる言語権とその根本をなす母語教育の保障は、言語集団間またはその中にある社会的、経済的不平等の是正に対応できていないのが現状であるという<sup>68)</sup>。筆者は彼女の視点を共有し、言語権のレトリックは、現代の社会的経済的条件の下で少数言語の保護に役に立つかもしれないが、それも結局「一言語一民族」という本質主義的な捉え方に囚われ過ぎており、特定の言語と自分を民族的に認識していない人の葛藤を無視することになると考える。

上述の Hossain&Pratt (2008)が提案した言語政策の社会的公正性を保障するための二つの原則—手続き的正義の原則と配分的正義の原則—からみると、カザフスタンの言語に関する法規定は中立性と倫理性が保たれており、偏見もみられないため、手続き的正義の原則に基づいているといえる。しかし、言語教育政策の中身をみると、少数民族学校の形式的な維持、この学校の言語教育の過重負担と自由選択の制限が明らかであり、少数民族の児童生徒の受益と負担の配分が不均等であり、配分的正義の原則が対応されていない。すなわち、少数民族学校の児童生徒が母語で教育を受けるために求められているが犠牲が大きく、実質的に彼らの母語の価値が軽視されており、言語集団としての周縁化・疎外化が促されている。それを少しでも軽減するために、彼らがカザフ語学校やロシア語学校への転校、最初からの進学を選択する傾向が強まる。そうすれば、少数民族語学校が衰退していき、母語で教育を受ける環境を整備すること自体が国家の義務から自

然に消えていくことになる。カザフスタンの現政権はそれを政治的に、経済的に望んでいるかいないかということをも別として、今後も国際社会に平和的で寛容な多民族・多言語国家であることをアピールし続けるために、少数民族の言語だけではなく、少数民族の社会的・経済的エンパワーにつながる政策の策定が求められる。

本稿では国家教育義務スタンダードに焦点を当てて、少数民族の言語権保障の社会的公正性を疑問視することを試みたが、今後は少数民族学校に割り当てらる教育予算、少数民族自身の母語で教育を受けるための負担と合わせてそれらの社会的、経済的損益のバランスの観点から検討することを課題としたい。

## 註

- (1) 本稿において「自民族の言語」と「母語」を互換可能な概念として扱うが、「母語」という単語は「一民族一言語」という本質主義的解釈も含意することに留意する。だが、「母語」という概念は「少数民族の開放は母語教育が保障されることによって達成される」という、カザフスタンのつい20年ほど前の過去であるソ連時代の言語政策の基本理念でもあり、本稿でみる母語教育保障の法的基盤と実施形態の原型はソ連時代から継承されていることを考慮して「母語」という概念を扱う。
- (2) 本稿において教授言語別にカザフ語学校、ロシア語学校、ウズベク語学校、ウイグル語学校、タジク語学校と使うが、最後の三つの総称を少数民族語学校とする。また、民族学校と少数民族学校を互換可能な総称として使う。
- (3) Агентство по статистике Республики Казахстан «Перепись населения Республики Казахстан 2009» (カザフスタン共和国統計局「カザフスタン共和国国勢調査2009」) [www.stat.gov.kz](http://www.stat.gov.kz)
- (4) 総人口のうち0.9% (158,918人) は外国籍者と無国籍者である。
- (5) 国勢調査の言語能力の項目の解説によれば、「会話が理解できる」の割合に「自由に文書を読む、書ける」という回答も含まれている。
- (6) Конституция Республики Казахстан. Принята на республиканском референдуме 30 августа 1995 года, ст.7 (1995年8月30日国民投票にて策定されたカザフスタン共和国憲法(以下、1995年憲法)第7条)、Закон Республики Казахстан «О языках в Республике Казахстан» от 11 июля 1997 года, ст.4, 5 (1997年7月11日に策定された「カザフスタン共和国における諸言語に関する法律」(以下、1997年言語法)第4条、第5条)
- (7) 1997年言語法 第4条
- (8) タスタンベコフ・クアニシ「カザフスタンにおける言語教育政策の課題—ロシア語優位社会におけるカザフ語中心主義の行方—」、『比較教育学研究』第35号、2007年、



- (9) Приказ министра образования и науки РК от 19.03.2004 «О проведении эксперимента по введению трехязычного обучения в дневных общеобразовательных школах Республики Казахстан» (2004年3月19日付け教育科学省令「カザフスタン共和国の全日制普通初等中等教育学校における三言語教育の導入の実験実施について」)。
- (10) 同政策の策定背景、理念と実行過程の分析についてタスタンベコワ・クアニシ「カザフスタンの多言語教育政策に関する一考察—『言語の三位一体』政策に焦点を当てて—」, 『比較教育学研究』第41号, 2010年, 117～137頁を参照されたい。
- (11) 2008年から始まった「20インテレクチュアル学校」プロジェクトはナザルバエフ大統領名称英才学校を新たに設置するものである。
- (12) Государственная программа функционирования и развития языков на 2011-2020 годы. (「2011～2020年の諸言語の機能と発展に関する国家プログラム」)
- (13) 教育課程の内容と全体学習時間数の最大限を規定するものである。日本の学習指導要領に相当する。
- (14) Агентство по статистике Республики Казахстан «Данные о дневных общеобразовательных школах 2013-2014 уч.г.» (カザフスタン共和国統計局「2013-2014学年度の全日制普通教育学校に関する統計データ」) www.stat.gov.kz.
- (15) 新学年度は9月1日から始まる。
- (16) 国家教育義務スタンダードは全体学習時間の最大限を規定しており、それを超えてはならないため、言語教育の比重を増大させるために他の教科の学習時間から引かれる。
- (17) タスタンベコワ・クアニシ「少数民族の母語教育保障のパラドックス—カザフスタン」, 嶺井明子・川野辺敏編『中央アジアの教育とグローバリズム』, 東信堂, 2012年, 136～146頁。
- (18) 山田隆夫・渋谷謙次郎「言語権の視点からみた危機言語問題」, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所『琉球諸語記録保存の基礎』, 2011年, 42～66頁, 48頁。
- (19) 白井裕之, 木村護郎「はじめに」, 言語権研究会編『ことばへの権利—言語権とはなにか』, 三元社, 1999年, 7～20頁, 10頁。
- (20) 鈴木敏和『言語権の構造—英米法圏を中心として』, 成分堂, 2000年, 8頁。
- (21) 渋谷謙次郎「言語に関する権利と法制」, 渋谷謙次郎・小嶋勇編『言語権の理論と実践』, 三元社, 2007年, 107～128頁, 107頁。
- (22) Skutnabb-Kangas, T. (1994), Mother Tongue Maintenance: The Debate. Linguistic Human Rights and Minority Education, *TESOL Quarterly*, Vol.8-3, pp.625-628, p.625.
- (23) Skutnabb-Kangas, T. (2002), Marvelous human rights rhetoric and grim realities: Language rights in education, *Journal of Language, Identity and Education*, Vol. 1-3, pp. 179-205.
- (24) Skutnabb-Kangas, T. (1999), Education of Minorities, in Fishman, J.A., *Handbook of Language and Ethnic Identity*, NY: Oxford University Press, pp. 42-59.

- (25) Brutt-Griffler, J. (2002), Class, ethnicity and language rights: An analysis of British colonial policy in Lesotho and Sri Lanka and some implications for language policy, *Journal of Language, Identity and Education*, Vol. 1-3, pp. 207-234.
- (26) Hossain, T., and Pratt, C.B. (2008), Language rights: a framework for ensuring social equity in planning and implementing national-education policies, *New Horizons in Education*, Vol. 56-3, pp. 63-74.
- (27) Ibid, p. 69.
- (28) Закон Республики Казахстан от 27 июля 2007 года «Об образовании» (カザフスタン共和国法「教育について」)
- (29) Закон СССР от 19.07.1973 N 4536-VIII "Об утверждении Основ законодательства Союза ССР и союзных республик о народном образовании" (ソ連邦法「ソ連邦及び連邦共和国の国民教育に関する法律の基礎の規定について」)
- (30) Закон КазССР «О языках в КазССР» 22.09.1989 (カザフ・ソビエト社会主義共和国法「カザフ・ソビエト社会主義共和国における諸言語について」)
- (31) Baker, C., 2006, Bilingual Education, in Brown, K. (ed), *Encyclopedia of Language and Linguistics*, 2nd Edition, Vol.1, Amsterdam: Elsevier, pp. 772-779.
- (32) カザフスタンにおけるウズベク人とウイグル人の少数民族かつ先住民としての歴史と現状について次の研究を参照されたい。Oka, N., (2007), Transnationalism As a Threat to State Security? Case Studies on Uighurs and Uzbeks in Kazakhstan, in Uyama, T.(ed), *Empire, Islam and Politics in Central Eurasia*, Sapporo: Slavic Research Center, Hokkaido University, pp. 351-368; Oka, N., 2011, Neither Exit nor Voice: Loyalty as a Survival Strategy for Uzbeks in Kazakhstan, *Institute of Developing Economies Discussion Paper #286, JETRO* <http://www.ide.go.jp/English/Publish/Download/Dp/pdf/286.pdf> 2014/08/20 最終閲覧
- (33) 2007年教育法第16条において初等中等教育制度は4-6-2の12年制であると規定されているが、現行の4-5-2の11年制からの移行が段階的に行われており、2020年まで完成されることが Государственная программа развития образования на 2011-2020 гг. (「2011-2020年の教育発展に関する国家プログラム」) において明記されている。
- (34) ロシア語では **типовой учебный план**
- (35) Государственный общеобязательный стандарт образования Республики Казахстан. Начальное, основное среднее, общее среднее образование. ГОСО РК 2.003-2002, ГОСО РК 2.3.4.01-2010, ГОСО РК 2012-№1080 (「カザフスタン共和国の国家教育義務スタンダード—初等教育, 基礎中等教育, 普通初等中等教育」2002年, 2010年, 2012年)
- (36) このような説明をしてくれたのは国家教育義務スタンダードの作成にかかわる教育科学省直轄の国立教育科学アカデミー (日本の国立教育政策研究所に相当) のカザフ語教育の研究者スルタンガリエヴァ氏である。(2013年8月24日の現地での筆者によるインタビューにて)

- (37) この試みについて前掲のタスタンベコワ（2012）に詳しく紹介し、分析している。
- (38) Brutt-Griffler, J. (2002), op.cit. p.223.